

納税申告書を提出して、お金の払い戻しを受けましょう

連邦勤労所得税額控除や子女税額控除を請求すれば、多額の税金の払い戻しを受けられる可能性があります。

税額控除を受ける方法:

- 1 資格の有無を確認する**
以下のサイトで、受け取れる可能性がある金額を調べてください:
TaxOutreach.org/TaxCredits
- 2 無料で受けられる税金に関する支援を探す**
普段は納税申告書を提出していない方も、GetYourRefund.orgにアクセスするか、または800-906-9887までお電話ください。
- 3 納税申告書を提出する**
2024年4月15日までに納税申告書を提出するための無料の支援を受けましょう。

納税申告に関する面談予約の際に持参するもの:

- 有効な写真付きの身分証明書
- 納税申告書に記載される方々全員の社会保障カード、社会保障番号確認書、またはITIN番号
- W-2または1099フォーム
- 1095-Aフォーム
- IRSから送られてきた通知書
- 持っている方は、2021年と2022年の納税申告書
- 持っている方は、アイデンティティ・プロテクションPIN (IP PIN)



詳細については、
TaxOutreach.org/TaxCredits
にアクセスするか、またはIRS
(1-800-829-1040)までお電話ください。





勤労所得税額控除 (EITC) と子女税額控除 (CTC) の適格性について:

子女がない方については、次の場合、最大600ドルまでのEITCの対象として適格となる可能性があります:

年齢:

2023年12月31日時点で25歳から64歳だった方

2023年の所得:

勤労所得が17,640ドル (既婚の場合は24,210ドル)

米国民でない方は、次の場合に対象として適格である可能性があります:

▶ **EITC:** あなた、配偶者、およびあなたが請求する子女の全員が有効な社会保障番号(SSN)を有していること。

▶ **CTC:** あなたが請求する子女の全員がSSNを有していること。あなたと配偶者は、SSNまたは個人用納税者番号(ITIN)を有していなければなりません。

私には資格がありますか?

納税申告の際に、勤労所得税額控除および子女税額控除によって納税額が少なくなると、お金の払い戻しを受けられる可能性があります。2023年に働いていた場合は、これらの税額控除の対象として適格である可能性があります。

公的給付:

- これらの税額控除を請求しても、SNAP (フードスタンプ)、SSI、メディケイド、現金扶助、または公営住宅などの連邦政府からの給付に係る適格性には影響がありません。
- 税の還付金を預金した場合でも、その還付金を受領してからの12ヶ月間は、連邦政府が資金を提供する給付制度に係るリソース/資産の限度額には計上されないこととなります。

子女がいる方は、次の場合にEITCおよびCTCの税額控除の対象として適格である可能性があります。

居住歴:

▶ あなたの子女が2023年の半分以上の期間、あなたとともに暮らしていたこと。

年齢-子女は次の条件を満たしている必要があります:

▶ **EITC:** 2023年12月31日時点において、18歳以下であること (フルタイムの学生については24歳未満であること、また、恒久的かつ完全に障害のある子女については年齢の如何を問いません。)

▶ **CTC:** 2023年12月31日時点において、16歳以下であること。

2023年の所得:

▶ **連邦政府のCTC**については、あなたの勤労所得が2,500ドルを超える場合、子女1名あたり最大で2,000ドルの控除を請求できる可能性があります。

▶ **連邦政府のEITC**については、勤労所得が以下の限度額より少なくなればなりません:

| 子女の数 | 単身勤労者でその所得が次に掲げる金額以下の場合 | 既婚勤労者でその所得が次に掲げる金額以下の場合 | EITCの最高額: |
|---------|-------------------------|-------------------------|-----------|
| 子女が1名 | 46,560ドル | 53,120ドル | 3,995ドル |
| 子女が2名 | 52,918ドル | 59,478ドル | 6,604ドル |
| 子女が3名以上 | 56,838ドル | 63,398ドル | 7,430ドル |

対象が拡大されている2021年分税額控除の請求は、まだ間に合います!

コロナ禍によって、EITCと子女税額控除の対象が拡大されており、さらに多くの方が利用できるようになりました。この拡大措置は終了していますが、2021年のEITCや2021年の子女税額控除で拡大された対象者として、または3回のコロナウイルス救済給付金の対象者として適格であったけれど請求していなかった方も、まだ請求が間に合います!詳しく知りたい方は TaxOutreach.org/expanded にアクセスしてください。